

沿革

- 昭和51年3月 国立職業リハビリテーションセンター設立準備調査研究会（労働省職業訓練局長委嘱）が「国立職業リハビリテーションセンターのマスタープランについて」を提出
- 昭和52年1月 国立職業リハビリテーションセンター施設建築開始
3月 身体障害者雇用促進協会発足
- 昭和53年3月 国立職業リハビリテーションセンター施設竣工
- 昭和54年6月 労働省と身体障害者雇用促進協会との間で国立職業リハビリテーションセンター運営委託契約の締結
7月 職業訓練法に基づく「中央身体障害者職業訓練校」と雇用保険法に基づく労働者福祉施設としての「身体障害者職業指導センター」が統合された「国立職業リハビリテーションセンター」発足
11月 第1回生入所(国立身体障害者リハビリテーションセンター経由による入所)
12月 開所式
- 昭和63年4月 「身体障害者雇用促進法」が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改正されたことに伴い、「身体障害者雇用促進協会」が「日本障害者雇用促進協会」に改組され労働省から協会に運營業務が移管されるとともに、職業指導部門を「中央広域障害者職業センター」として規定
- 平成2年4月 職業能力開発促進法の改正に伴う、実施訓練科名の変更
平成2年11月 在職障害者を対象とする障害者能力開発セミナーを開始
平成5年4月 職業能力開発促進法の改正に伴い、訓練科を統廃合
平成6年10月 視覚障害者に対するアクセス指導を開始
平成10年4月 知的障害者に対する職業リハビリテーションサービスの試行業務を開始（国立身体障害者リハビリテーションセンターを経由しない直接入所開始）
平成12年4月 離転職して雇用保険を受給する身体障害者を対象とした短期課程の普通職業訓練を開始（以後平成15年度まで実施）
平成14年4月 訓練科の統廃合並びに知的障害者、精神障害者及び高次脳機能障害者を対象とした職業訓練の開始
視覚障害者アクセスコースをOA事務科に設置
2年課程の訓練コース（メカトロニクスコース、システム開発コース）を設置
- 平成15年10月 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構設立、同機構による運営継続
- 平成16年4月 国立身体障害者リハビリテーションセンター経由に加え、同センターの行うリハビリテーションを必要としない全ての身体障害者の受け入れを本格的に開始
職業実務科の定員増、一般求職者に対する6カ月訓練コースの設置等、訓練コースを見直し
- 平成18年4月 職業実務科においてホテルサービス実務コースの職業訓練を本格実施
平成18年12月 厚生労働省の要請に基づき介助支援が必要な重度身体障害者の職業訓練を試行実施
- 平成19年4月 視覚障害者アクセスコースの受け入れ拡大
平成20年4月 1年課程の訓練科（テクニカルオペレーション科、オフィスワーク科、メディアビジネス科）を設置
10月 発達障害者に対する職業訓練を開始
- 平成21年4月 企業連携職業訓練の開始